

緑地環境保全区域の買取りの申出について

【 経緯 】

11月下旬、緑地環境保全区域（緑地 9-12 中清戸 5-83-251 の内、他 計 1,163 m²）について、XXXXXXXXXX買取り申請に関する手続きの事前相談のため、代理人が来庁。XXXXXXXXXX

12月上旬、代理人を通じて、買取り申出の提出。1月の「みどりの環境保全審議会」の意見を聴いた上、市長判断になるので、1月末まで回答を保留することで合意。

【 緑地の現状 】

- ・住宅に囲われた単独の緑地。貴重な植生は見られない。XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
- ・平成 26 年 12 月にみどりの環境保全審議会から答申を受けた「みどりの公有地化の基本方針」でCランク「所有者の協力を得て保全に努める」ものとされている。
- ・路線価をもとにした買取り想定額：XXXXXXXXXX
- ・XXXXXXXXXX助成金（都市計画税＋固定資産税の 8 割）を毎年支払っている。

【案内図】

